

労働・助成金情報 特急便

第 101 号 (2021 年 4 月)

深川経営労務事務所
社会保険労務士 深川 順次
〒812-0014
福岡市博多区比恵町 11-7-701
TEL : 092-409-9257
FAX : 092-409-9258

4 月は進学や就職などのライフスタイルの変化の大きい月です。今回は、社会保険と雇用保険の加入条件について確認します。

社会保険について

会社が加入する社会保険は、健康保険と厚生年金保険です。

厚生年金保険は、国民年金と厚生年金に加入することになり、将来の年金を国民年金と厚生年金からもらう形になります。

<加入条件>

- 週の所定労働時間が 30 時間以上（正社員の 4 分の 3 以上）
 - 学生でないこと（夜間・通信・定時制の学生は加入）
- ※ 2 か月以内の期間を定めて雇用される人は社会保険に加入しません。

501 人以上の事業所の場合、加入条件が違います。

- 週の所定労働時間が 20 時間以上
- 月額賃金が 8 万 8 千円以上（精勤手当・通勤手当・家族手当は含まない）
- 1 年以上の雇用予定
- 学生でないこと（夜間・通信・定時制の学生は加入）

※2022 年 10 月からは、101 人以上の事業所が対象予定です。（雇用期間の条件が 2 か月以上に変更）
2024 年 10 月からは、51 人以上の事業所が対象予定です。

社会保険加入者に被扶養者がいる場合、『被扶養届』を提出

家族も健康保険に加入できます。扶養の人数によって保険料が変わることはありません。

配偶者は、被扶養届を提出する際に『第 3 号被保険者関係届』も提出します。第 3 号被保険者は、被保険者が支払う社会保険料だけで国民年金に加入することができます。

<加入条件>

年間収入が 130 万円未満であること。

ただし、60 歳以上や障害厚生年金を受けられる程度の障害がある方は、年間収入が 180 万円未満。

・ 103 万円以下の収入がある被扶養者を扶養に入れる場合
事業主が確認を取っている場合は添付書類は不要です。

ただし、年金受給中の被扶養者は、年金受取額が分かる「年金額の改定通知書等の写し」が必要です。

・ 103 万円以上の収入がある被扶養者を扶養に入れる場合

収入が確認できる書類が必ず必要です。例えば、給与明細書の写しなどです。

<社会保険手続きに関する注意>

- ・ 国民年金と国民健康保険に加入している人が入社して社会保険に加入した場合

国民年金は自動的に喪失になります。ただし、国民健康保険は、本人の脱退手続きが必要です。本人に手続きをするようお伝えください。

- ・ 入社する従業員の年齢が65歳以上で配偶者がいる場合

配偶者が59歳以下→健康保険には加入できます。ただし、国民年金第3号被保険者にはなりません。国民年金に加入するため、配偶者自身で第1号被保険者になる手続きをします。

配偶者が60歳以上→健康保険のみ加入できます。60歳以上は国民年金の納付義務はないため、国民年金の手続きは不要です。

雇用保険について

労働者の生活と雇用の安定と就職の促進を図るための雇用継続給付（高年齢雇用継続給付・育児休業給付・介護休業給付）と失業等給付が受けられます。

<加入条件>

- 週の所定労働時間が20時間以上
- 31日以上の雇用見込みあり（4か月以内の期間を定めて季節的事業に雇用される場合は加入なし）
- 学生でない事（夜間・通信・定時制の学生は加入）
基本的に、役員は雇用保険に加入できません。

<雇用保険手続きの注意>

- ・ 60歳から64歳の人を雇用する際

高年齢雇用継続給付の受給資格があるかもしれませんが、本人に確認を取ります。もし分からなければ、雇用保険取得届を提出後に届く通知書で確認できます。受給資格があれば「高年齢雇用継続給付受給可」と記載があります。受給資格がある場合は、高年齢雇用継続給付の支給申請の手続きをします。支給申請をしたからといって、必ず給付されるわけではありませんが、受給できるか確認するためにも支給申請をするとよいです。

※高年齢雇用継続給付とは、60歳以上65歳未満で、雇用保険の被保険者期間が5年以上の方が、60歳の賃金と比較して75%未満になる場合に給付金が支給されます。令和7年4月からは、新たに60歳になる労働者への給付率は最大10%に縮小となります。（今現在は、最大15%です）

労災の対象者

入社した際に、社会保険や雇用保険の手続きをしますが、労災保険の手続きはしません。労災保険は労働者が業務中に怪我をした際に労災保険から治療費などが給付される保険です。事業所が労働保険に加入して労災保険料を支払っているため、労働者は正社員・パート・アルバイト・学生関係なく保障対象となっています。1日でも働いていたら労災保険の対象者となります。

※事業主や役員は労働者ではないため、労災保険には加入できません。（特別加入制度あり）

ご確認をお願いします

お子様が4月から就職された場合は、扶養から外す手続きが必要です。忘れやすい為、事業所内で該当者がいないか確認することをお勧めします。また、ご両親を扶養に入れている場合、75歳になると後期高齢者医療に変わる為、扶養から外す手続きが必要です。
健康保険証と高齢受給者証（70歳以上に発行）の返却をお願いします。